

松山市長 野 志 克 仁

松山市オープンイノベーション促進奨励金給付要綱をここに公布する。

記

松山市オープンイノベーション促進奨励金給付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、市内企業が市外企業と協働するオープンイノベーション（企業が他の企業と連携して互いの知識、技術、資源等を共有することにより、新たな事業を共創し、又は新たな技術、製品、サービス等を共同で開発することをいう。以下同じ。）を支援することによって市内企業の新規事業の創出を促進するため、予算の範囲内において、松山市オープンイノベーション促進奨励金（以下「奨励金」という。）を給付する。

2 奨励金の給付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和 44 年規則第 6 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(給付対象者)

第 2 条 奨励金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内に本社又は本店を有する法人と、市外に本社若しくは本店を有する法人又は市外に主たる事業所を有する個人事業主が組織する連携組織であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表企業が市内に本社又は本店を有する法人であること。
- (2) 代表企業が同一の年度内に奨励金の給付を受けていないこと。
- (3) 代表企業並びに連携組織を組織する代表企業以外の法人及び個人事業主（以下「連携企業」という。）がそれぞれ次の要件を満たすこと。

ア 令和 7 年度えひめスタートアップ共創促進事業（愛媛県事業）又は国、他の地方公共団体、公共的団体若しくは金融機関が実施する類似の事業に参加している事業者であること。

イ 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。

ウ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。

いこと。

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項までに定める営業を行っていないこと。

オ 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団，暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のないこと。

（給付対象事業）

第3条 奨励金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、オープンイノベーションの実現に必要な取組であって、代表企業又は連携企業の競争力の強化又は製品，サービス等の高付加価値化に効果が認められるものとする。

（給付対象経費等）

第4条 奨励金の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、令和7年度中に支出された給付対象事業の実施に係る別表に掲げる経費のうち消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

2 奨励金の額は、第1号により算出した額及び第2号により算出した額の合計額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 給付対象経費のうち旅費の額に5分の4を乗じて得た額と5万円のいずれか少ない額

(2) 給付対象経費のうち旅費以外の額に5分の4を乗じて得た額と50万円のいずれか少ない額

3 前項の規定にかかわらず、前項の規定により算出した奨励金の額が、給付対象経費の合計額から当該給付対象経費に係る国，他の地方公共団体，公共的団体又は市からの財政的支援の額を減じて得た額を超過するときは、当該超過分の奨励金は、給付しない。

（給付申請）

第5条 給付対象者は、奨励金の給付を受けようとするときは、令和8年3月31日までに、松山市オープンイノベーション促進奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 松山市オープンイノベーション促進奨励金連携承諾書（様式第2号）
- (2) 給付対象経費内訳書（様式第3号）
- (3) 誓約書（代表企業）（様式第4号）及び誓約書（連携企業）（様式第5号）
- (4) 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し，個人事業主にあつては開業届（所得税法（昭和44年法律第30号）第229条の届出書をいう。）の写し
- (5) パンフレット等代表企業及び連携企業の会社概要が分かる書類の写し
- (6) 代表企業及び連携企業が令和7年度えひめスタートアップ共創促進事業（愛媛県事業）又は国，他の地方公共団体，公共的団体若しくは金融機関が実施する類似事業の参加事業者であることを証する書類の写し
- (7) 領収書等給付対象経費の内容を確認できる書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

（給付決定）

第6条 市長は，前条の規定による奨励金の給付の申請があつた場合は，その内容を審査し，適当と認めたときは，必要な条件を付して奨励金の給付を決定し，松山市オープンイノベーション促進奨励金給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は，前項の規定による通知をしたときは，速やかに奨励金を給付するものとする。
（給付決定の取消し等）

第7条 市長は，前条第1項の規定による給付の決定を受けた給付対象者（以下「給付事業者」という。）が偽りその他不正の行為により奨励金の給付を受けたとき，又は規則第12条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは，当該給付の決定を取り消し，既に給付した奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（調査）

第8条 市長は，この要綱の施行に必要な限度において，給付事業者の申請内容等について調査を行うことができる。

（届出義務の免除）

第9条 規則第8条ただし書の規定により，奨励金については，同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

（帳簿等の整備及び保存期間）

第10条 給付事業者は，奨励金の給付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し，第6条第1項の規定による給付の決定を受けた年度の翌年度から起算し

て5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以後に実施する給付対象事業から適用する。

別表（第4条関係）

| 給付対象経費 | 内容 |
|--------|--|
| 旅費 | 現地調査，打合せ，会議への出席等に伴う移動に要する経費 |
| 報償費 | 外部専門家等に対する報酬，謝礼金等 |
| 借料・損料 | 会場，機器等の賃貸借，リース契約等に係る経費 |
| 備品費 | 機械，装置等の購入に必要な経費 |
| 消耗品費 | 備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）以外の物品の購入等に要する経費 |
| 委託費 | 補助事業者が直接実施することができない業務又は適当でない業務について，他の業者に委託する経費 |
| 通信運搬費 | 機材等の運搬・設置に係る経費 郵便，通信，電話等に要する経費 |
| 広告宣伝費 | パンフレット，チラシ，インターネット等による広告に要する経費 |
| その他経費 | その他市長が必要と認める経費 |